

町田市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱第3条第8号に規定する審査基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載に関する審査は、この基準に基づき行う。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者

- (16) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の途中で事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不適当であると認められる業種及び事業者

（掲載基準）

第 4 条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる第 2 条第 1 項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと

認める広告

(その他)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、個別の基準が必要な場合は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、2022年8月1日から施行する。